

2023年度愛媛県中予サッカーリーグカップ 大会要項

1 大会名称 2023年度中予サッカーリーグカップ

2 主 催 一般社団法人愛媛県サッカー協会

3 主 管 一般社団法人愛媛県サッカー協会中予サッカーリーグ

4 日程及び会場

以下のとおりである。なお、中予サッカーリーグの延期試合及び入替戦の日程により、変更することがある。

- | | | | |
|-----|---------------|-----------|-----------|
| (1) | 2023年12月3日(日) | 1回戦・2回戦 | 帝人公園グラウンド |
| (2) | 〃 〃 10日(日) | 2回戦 | 砥部グラウンド |
| (3) | 〃 〃 17日(日) | 2回戦 | 帝人公園グラウンド |
| (4) | 2024年1月14日(日) | 準々決勝 | 砥部グラウンド |
| (5) | 〃 〃 21日(日) | 敗者交流戦 | 帝人公園グラウンド |
| (6) | 〃 〃 28日(日) | 敗者交流戦(予備) | 砥部グラウンド |
| (7) | 〃 2月4日(日) | 準決勝 | 帝人公園グラウンド |
| (8) | 〃 2月18日(日) | 決勝・3位決定戦 | 帝人公園グラウンド |

5 参加資格

(1) 2023年度に公益財団法人日本サッカー協会に加盟登録している第1種のチームであって、同年度に中予サッカーリーグに加盟しているものであること。

(2) 本大会に出場できる選手は、上記(1)のチームに登録されている選手であること。なお、次の要件を付して選手の追加登録を認めることとし、規約第4条第1項(第1号を除く。)の規定を適用する。

ア 中予リーグの戦日程終了後から2023年11月末までの間に、日本サッカー協会への登録を受けた選手とすること。この場合において、規約第4条第1項第3号の副事務局長の確認についても、同月末までに完了しなければならない。

イ 上限は、各チーム3人以内とすること。

ウ 他のリーグ及び中予リーグ内での移籍並びに今年度2種登録されていた選手の登録は認めないこと。

エ 加盟登録票の「備考」欄に、カップ戦のため追加登録した旨を記載すること。(記載例：11/20協会登録(カップ戦))

オ 追加登録された選手は、入替戦には出場できないこと。

(3) 有資格審判員を2名帯同できること。なお、そのうち1名は3級以上の有資格審判員でなければならない。かつ、選手、監督等が帯同審判員を兼ねる場合は、帯同審判員の責務を最優先とすること。

(4) 大会運営(会場設営、後片付け等)に協力できるチームであること。なお、会場設営については中予サッカーリーグ規約(以下「規約」という。)第7条第1

項の規定を、後片付けについては同条第2項の規定を適用する。

6 競技の方法

- (1) 競技は、本要項に定めるものを除き、2022/2023年度公益財団法人日本サッカー協会制定の競技規則による。
- (2) 本大会は、ノックアウト方式により行うほか、初戦となる1回戦及び2回戦において敗退したチームによる敗者交流戦及び準決勝において敗退した2チームによる3位決定戦を行う。ただし、シードされたチームの敗者交流戦は、2チーム以上が初戦で敗れた場合に実施することとする。
- (3) 全ての試合において、試合時間は60分、インターバルは10分とする。
- (4) 敗者交流戦を除き、勝敗が決定しない場合には、ペナルティキック戦により勝者を決定する。
- (5) 当日の試合出場選手を記載した加盟登録票は、選手証又は選手登録一覧とともに、試合開始30分前に本部に提出すること。
- (6) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に次戦の公式試合の出場停止とし、以後の処置については、中予サッカーリーグ規律委員会（規約第15条に規定する規律委員会をいう。以下同じ。）及び一般社団法人愛媛県サッカー協会の規律・フェアプレー委員会の裁定に従うものとする。
- (7) 本大会期間中、累積警告が2回となった選手は、自動的に本大会の次戦の公式試合の出場停止とする。
- (8) 7の組合せ抽選により決定された日程の変更は、(9)に規定する理由によるもの以外は、原則として認めない。
- (9) (8)の規定に反してチームが棄権した場合は、当該チームの不戦敗とする（棄権した試合が準決勝であるときは、当該チームを不戦敗とするとともに、次戦の出場を認めない。）。この場合において、当該チームの棄権が規約第8条第6項ただし書の突発的な理由又は規約第14条第2項第2号イの正当な理由によるものでないとき並びに当該試合の前週水曜日までに事務局及び対戦チームに対して棄権の申出がなかったときに限り、当該棄権したチームの処置については、中予サッカーリーグ規律委員会が裁定する。
- (10) 雨天等の理由でグラウンドの使用が不可となり当該日の試合が開催できない場合には、原則として、当該試合については代替日での開催は行わず、2023年度のリーグ戦の上位チームを勝者として扱うものとする。
- (11) 敗者交流戦においては、(5)及び(9)の規定は、適用しない。

7 組合せ抽選

2022年9月27日（水） 代表者会議（於：愛媛県生涯学習センター）の際

8 表彰

- (1) 第1位から第3位までを表彰する。ただし、これらの順位に該当するチームの中で、準決勝以降の試合を棄権したものがあつたときは、当該チームを表彰しない。
- (2) 第1位のチームには優勝カップを授与し、次回本大会まで保持せしめる。

9 その他

- (1) 大会期間中の負傷及び事故の処置は、当該チームが負うものとし、主催者は一切の責任を負わない。
- (2) 本要項に違反すると認められるチームについては、中予サッカーリーグ規律委員会の決定事項に従うこと。
- (3) 試合結果の報告等については、次のとおり行うものとする。
 - ア 当該試合の審判を担当するチームのうち、第4審を担当するものが、広報委員長及び規約委員長あて、試合を行った日の後の直近の火曜日までに、主審が作成する審判報告書により試合結果を報告すること。
 - イ 報告書類（審判カード・メンバー表・選手交代カード）については、規約第10条第4項後段の規定を適用する。
- (4) その他、本要項に定めのない事項については、規約に準ずる。